

平成19年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第4日目)

平成19年3月9日(金曜日)

午前10時00分開議

- 第14 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第15 議案第16号 町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第21号 訓子府温泉保養センター設置条例の制定について
- 第17 議案第7号 平成19年度訓子府町一般会計予算について
- 第18 議案第8号 平成19年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第19 議案第9号 平成19年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第20 議案第10号 平成19年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第21 議案第11号 平成19年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第22 議案第12号 平成19年度訓子府町水道事業会計予算について

出席議員（13名）

1番	田中	與士信	君	2番	安藤	義昭	君
3番	渡邊	守彦	君	4番	山本	朝英	君
5番	松浦	啓博	君	6番	大坪	勝廣	君
7番	柴田	喜八	君	8番	小坂	正利	君
9番	上原	豊茂	君	10番	高橋	徳男	君
11番	佐藤	静基	君	12番	小林	一甫	君
14番	橋本	憲治	君				

欠席議員（1名）

13番 渡邊 易右工門 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町	長	深	見	定	雄	君	
総務課	長	山	田	日	出	夫	君
企画財政課	長	佐	藤	正	好	君	
町民課	長	山	川	栄	二	君	
福祉保健課	長	佐	藤	純	一	君	
福祉保健課業務監		三	好	寿	一	郎	君
農林商工課	長	山	内	啓	伸	君	
建設課	長	竹	村	治	実	君	
水道課	長	竹	村	治	実	君	
施設車両課	長	小	田	藤	夫	君	
教育	長	小	野		茂	君	
管理課	長	平	塚	晴	康	君	
社会教育課	長	佐	藤	明	美	君	
給食センター所長		石	森		修	君	
社会教育課業務監		上	野	敏	夫	君	
教育委員	長	白	崎	隆	誠	君	
農業委員会	長	鳥	山	勝	見	君	
監査委員		四	十	物	義	雄	君
農業委員会事務局	長	菅	野		宏	君	

職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	小	野	良	次	君
議会事務局	係長	今	田	和	則	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠の報告をいたします。本日は、13名の議員の出席であります。

なお、田古選管委員長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第7号、議案第8号、
議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号

議長（柴田喜八君） これより提案理由の説明が終わっております一括議題の質疑に入ります。予算関連議案及び予算案の審議にあたりましては、議会運営委員会の答申に基づき進めることといたします。

議案第15号、議案第16号、議案第21号、議案第7号から議案第12号は一括議題であり、議事進行上、会議規則第55条のただし書きを適用し、議長が指定した議件ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

ここで3点ほど、審議要綱の中から申し上げたいと思いますが、質疑は1区分ごとに1人2回までといたします。それから、あと戻り質疑は認めないことになっております。もう1点は、一般質問的な質疑をしないようにご注意をお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

まず、議案第15号の質疑を許します。議案書61ページです。給与条例の関係です。ご質疑ございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 条例を改正することによって、扶養手当の総額でみてどの程度金額が変更になるのかということで伺いたい。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 扶養手当総額のお尋ねがございました。

この手当全体では、1,122万2,000円でございますが、この中で今回の改正によって増える分については14万4,000円でございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。ありませんね。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようですので、議案第15号の質疑を終了いたします。

次に、議案第16号の質疑を許します。議案書62ページ、町税条例になります。ご質疑ございませんか。

1番、田中與土信君。

1番（田中與土信君） 今回、入湯税を引き下げるわけですがけれども、今年度の温泉保養センターの管理運営に関してなのでありますが、収入と管理運営に要する費用との間に約300万円ほどマイナスの数字になっています。今後、これらの条例改正に合わせて、指定管理者の制度に移行するという考え方だと思いますけれども、一つはそれでどの程度

吸収できるのかということ、もう1つは、収容能力が実際にはどの程度あって、例えば競争も同じような施設が各所にできているというようなことを踏まえ、いわゆる薄利多売に近いようなやり方と言いますか、そういうことで売り上げを何とか増やすという形、あるいは利用増やすという形で、できるだけ管理運営の費用が十分賄えるようにできないかというようなことなのですけれども、そういう観点から考えますと、入湯税の引き下げ、あるいは入湯税をなくするというのも方法としては一つあるのかなと思うのですけれども、そこら辺も含めて、今後のその温泉の利用のあり方などについて、この条例を提案するにあたってどのような検討が行われているのかお伺いをしたい。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 温泉の経営につきましては、確かにご指摘のとおり厳しい状況が進んでおります。特に、今年度の前半においては、ガソリンの値段が高いということもありまして、なかなか北見から来る客足が減ってきたと。あるいは、11月には北見市にうちと同じ料金の、いわゆるスーパー銭湯のようなものもできましたので、かなり今年についてはちょっと厳しいような状況になっております。

それで収容能力につきましては、大体休日で300名程度来ても十分賄えるので、その程度あるのかなと。ただ、今平均しまして今年度で170名程度ということで、なるべく客足さえ戻っていただければ、それなりの経営はできるというふうには思っております。

それで薄利多売ということですが、現在銭湯料金と公衆浴場料金をもとにやっておりますので、例えばそれよりも下げたお客さんと呼ぶというような方法も確かにあるのかなという気はいたしますけれども、確かに今直営でやっていますので、それを下げることが理解を得られるのかどうかという問題。

そして、指定管理者になりますと、いわゆる町のほうでは条例で上限を定めるということになりますので、その考えによってはある程度下げて、もっと集客をさせたほうが経営上いいとか、そういうような選択肢は、確かに民間になるとあり得るのかというふうには思っています。そういった経営努力のほうに期待するというところでございます。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

11番、佐藤静基君。

11番（佐藤静基君） ただいまの中で、収支については大体理解できるのですけれども、今のところ指定管理者制度に向ける見通しと言いますか、そういうことについての検討の経過とか、そういう目安についてもう少し伺いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 農林商工課長。

農林商工課長（山内啓伸君） 指定管理者に向けましては、第3回の定例会のときにも答弁させていただいたと思いますけれども、今回、平成18年度に老人料金を今まで半分だったのを3分の2程度に上げさせていただいたということもあって、かなり人数の変化が見られるだろうということで、平成18年度1年いっばいの収支を見た上で、指定管理者になられる方により正確な資料を見せさせていただいて、平成20年度を目途に指定管理者の導入の有無について検討するということになっています。

それで指定管理者につきましては、そもそも指定管理者制度導入するしないという判断もありますし、あと指定管理者にした場合、その指定管理者の範囲と言いますか、募集の範囲をどうするか。例えば、町内だけに限定してやるのか、旧端野町でやったように町内

だけに限定してやるのか、あるいは道内、いわゆる国内どこでもいいから、とにかく誰でもいいから来てくれというような募集にするのかによってもかなり影響力も違ってきますので、かなり政策的なこともありますので、いずれにしても、平成19年度中に管理者の導入の有無について判断をするということにしております。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

質疑がないようなので、議案第16号の質疑を終了いたします。

次に、議案第21号の質疑を許します。議案書67ページです。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 質疑がないようなので、議案第21号の質疑を終了いたします。

次に、議案第7号の質疑に入ります。予算書のほうになります。一般会計予算、予算書2ページから12款使用料及び手数料、39ページまでの質疑を許します。

まず、最初に総務文教常任委員会の質疑を許します。

（一般会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略）

（議案第7号の歳入1款町税から12款使用料及び手数料まで記載省略）

議長（柴田喜八君） ここで午前11時5分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

議長（柴田喜八君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

（記載省略）

議長（柴田喜八君） 次に、13款国庫支出金、40ページから14款道支出金、49ページまでの質疑を許します。

最初に、産業建設常任委員会の質疑を許します。

（一般会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略）

（議案第7号の歳入13款国庫支出金から14款道支出金まで記載省略）

議長（柴田喜八君） 次に、50ページから62ページまでの質疑を許します。

最初に、総務文教常任委員会の質疑を許します。

（一般会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略）

（議案第7号の歳入15款財産収入から20款町債まで記載省略）

議長（柴田喜八君） ここで昼食のため休憩といたします。午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

議長（柴田喜八君） それでは定刻になりました。

休憩を解き会議を継続いたします。

（記載省略）

議長（柴田喜八君） 次に、歳出に入ります。63ページから106ページまでの質疑

を許します。

最初に、産業建設常任委員会の質疑を許します。

(一般会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略)

(議案第7号の歳出1款議会費から2款総務費まで記載省略)

議長(柴田喜八君) ここで午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時05分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

(記載省略)

議長(柴田喜八君) 次に、民生費、107ページから128ページまでの質疑を許します。

最初に、総務文教常任委員会の質疑を許します。

(一般会計予算の質疑、答弁についてはテープ保存とし記載省略)

(議案第7号の歳出3款民生費記載省略)

議長(柴田喜八君) ここで午後3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

議長(柴田喜八君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

(記載省略)

散会の宣告

議長(柴田喜八君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次は、3月12日月曜日、午前10時からとなります。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時40分